

## 社会保険審査官が行う審査請求の対象とならないもの

### 【 全 体 】

- ・決定(処分)の行われていないもの
- ・陳情、要請(要望)に関する事
- ・不明な点についての回答及び調査を求めるもの
- ・現行の法律や政令・省令等に対する不服
- ・保険者の相談対応や事務処理に対する不服に関する事
- ・保険者の不作為によるもの

### 【健康保険関係】

- ・第三者行為による事故の求償に関する事
- ・保険給付費(医療費)の返還に関する事
- ・「医療費通知」「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関する事

### 【年金関係】

- ・厚生年金及び国民年金等の年金記録の訂正請求に基づく決定に伴う保険料の納付勧奨に対する不服
- ・物価スライド特例水準に対する不服
- ・老齢年金の年金額と、各期ごとの支払金額の年間合計額との差額に関する事
- ・障害給付に係る次回の診断書の提出について(お知らせ)における診断書の提出年月に関する事
- ・障害給付に係る診断書の記載内容に対する不服
- ・障害給付に係る現況届による等級変更がないことに対する不服
- ・国民年金保険料の過誤納における還付に関する事

※これらは、主な事例であり、これ以外にも審査請求の対象とならないものがあります。